

## 事業者の皆様へ

# 「懸垂幕(看板)」「設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

### 1 懸垂幕(看板)

別添1の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕(又は看板等)(例)を参考にし、掲示又は設置してください。

### 2 安全宣言

- (1)別添2の「安全宣言」には、建設店社(本社、支社等)では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。
- (2)各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさを印刷して、工事現場内(安全掲示板等)、現場仮囲い等に掲示してください。
- (3)色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

### 3 設置及び掲示期間は、令和4年10月1日～同年12月31日までとなります。

### 4 安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】

北海道労働局労働基準部安全課

主任地方産業安全専門官 田口

電話(代) 011-709-2311 内線 3551